

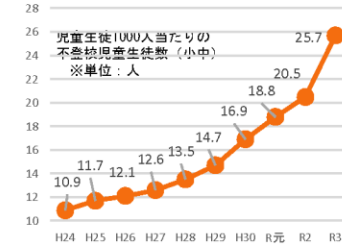
# スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー による教育相談体制の充実

令和5年度予算額  
(前年度予算額)

82億円  
77億円)



- ◆ 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から8年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加しており、**様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援**に向けた相談体制の充実が必要。
- ◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、**学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応**に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。
- ◆ さらに、「**経済財政運営と改革の基本方針2022**」等を踏まえ、**重大ないじめ・自殺や不登校、ヤングケアラーの早期対応等**に向けた相談体制の充実も課題。



	スクールカウンセラー等活用事業	スクールソーシャルワーカー活用事業
	令和5年度予算額：5,889百万円(前年度予算額：5,581百万円)	令和5年度予算額：2,313百万円(前年度予算額：2,132百万円)
補助制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 補助割合：国 1/3、都道府県・政令指定都市 2/3</li> <li>✓ 実施主体：都道府県・政令指定都市</li> <li>✓ 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 補助割合：国 1/3、都道府県・政令指定都市・中核市 2/3</li> <li>✓ 実施主体：都道府県・政令指定都市・中核市</li> <li>✓ 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等</li> </ul>
求められる能力・資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者 ⇒児童の心理に関する支援に従事(学教法施行規則)</li> <li>✓ 公認心理師、臨床心理士等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者 ⇒児童の福祉に関する支援に従事(学教法施行規則)</li> <li>✓ 社会福祉士、精神保健福祉士等</li> </ul>
基盤となる配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <b>全公立小中学校</b>に対する配置(27,500校)</li> <li>✓ 配置時間：週1回概ね4時間程度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <b>全中学校区</b>に対する配置(10,000中学校区)</li> <li>✓ 配置時間：週1回3時間</li> </ul>
重点配置等	<p>基礎配置に加え、配置時間を週1回4時間加算 ⇒重点配置の活用により、<b>週1回8時間(終日)以上の配置も可能</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>いじめ・不登校対策</b>のための重点配置：2,900校(←2,000校) ※不登校特例校や夜間中学への配置を含む</li> <li>➢ <b>教育支援センター</b>の機能強化：250箇所</li> </ul>	<p>基礎配置に加え、配置時間を週1回3時間加算 ⇒重点配置の活用により、<b>週2回や週3回の配置も可能</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>いじめ・不登校対策</b>のための重点配置：3,000校(←2,000校) ※不登校特例校・夜間中学への配置を含む</li> <li>➢ <b>教育支援センター</b>の機能強化：250箇所</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>虐待対策</b>のための重点配置：2,000校(←1,500校)</li> <li>➢ <b>貧困対策</b>のための重点配置：2,300校(←1,900校)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>虐待対策</b>のための重点配置：2,500校(←2,000校)</li> <li>➢ <b>貧困対策</b>のための重点配置：3,500校(←2,900校)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>スーパーバイザー</b>の配置：90人</li> </ul> <p>上記のほか、<b>自殺予防教育実施の支援</b>を含む</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>スーパーバイザー</b>の配置：90人</li> </ul> <p>※<b>ヤングケアラー支援のための配置</b>を含む</p>
	<p>オンライン活用拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>オンラインカウンセリング</b>活用のための配置：67箇所(新規)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>オンラインを活用した支援</b>のための配置：67箇所(新規)</li> </ul>

## 法令上の位置づけ

- 学校教育法施行規則 第65条の3
- スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。  
(中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に準用)
- 学校教育法施行規則 第65条の4
- スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。  
(中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に準用)

## 人材・資格

- 心理に関して専門的な知識・技術を有する者  
(公認心理師、臨床心理士 等)
- 福祉に関して専門的な知識・技術を有する者  
(社会福祉士、精神保健福祉士 等)

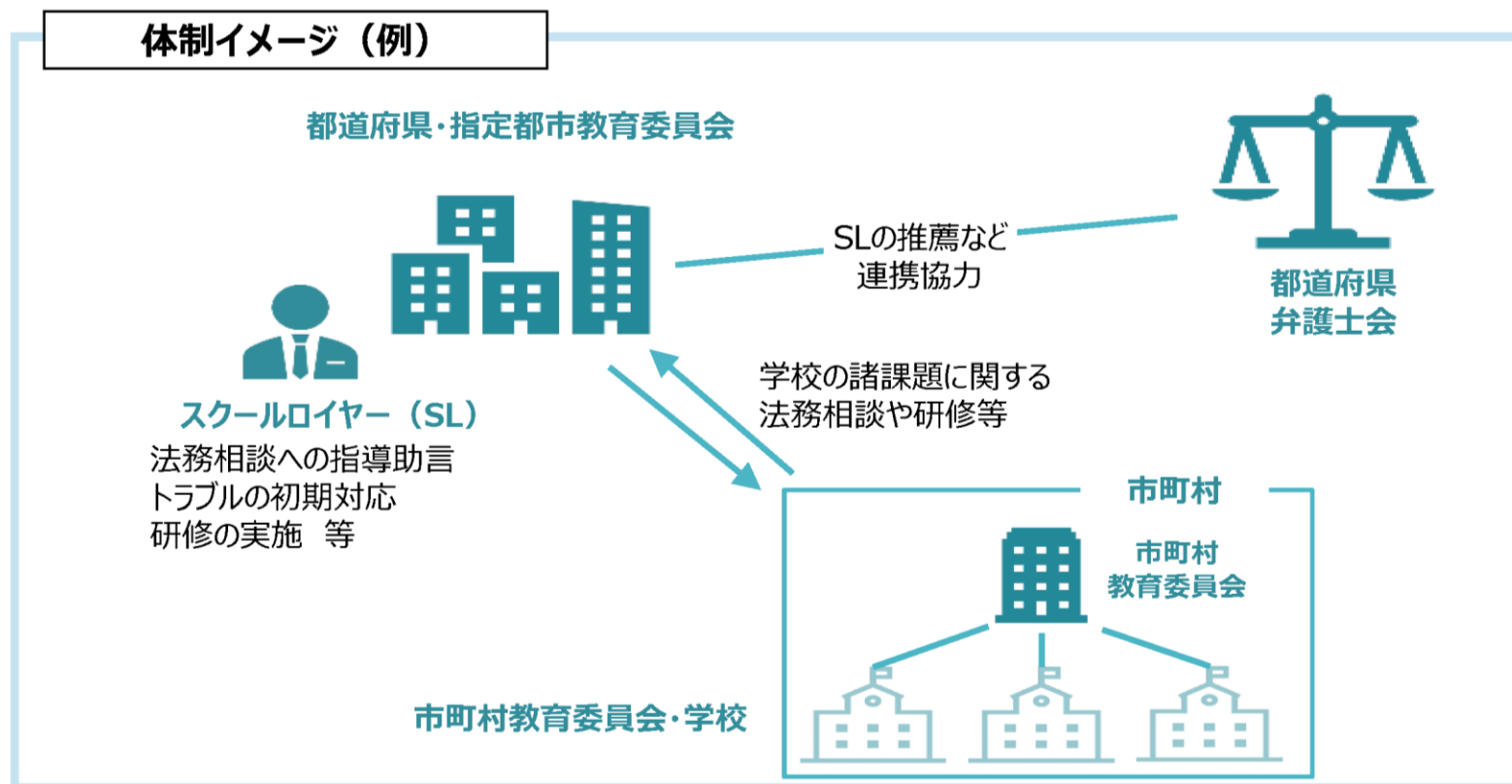
## 主な職務内容

- ① 児童生徒へのカウンセリング
- ② 教職員に対する助言・研修
- ③ 保護者に対する助言・援助
- ④ ストレスチェックや授業観察等の予防的対応
- ⑤ 事件・事故等の緊急対応における児童生徒等の心のケア  
等
- ① 貧困・虐待等の課題を抱える児童生徒と児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- ② 学校内におけるチーム支援体制の構築、複数の視点で検討できるケース会議とするための事前調整やケースの  
アセスメント 及び課題解決のプランニングへの支援
- ③ 関係機関とのネットワークの構築、連携・調整  
等

## 【背景】

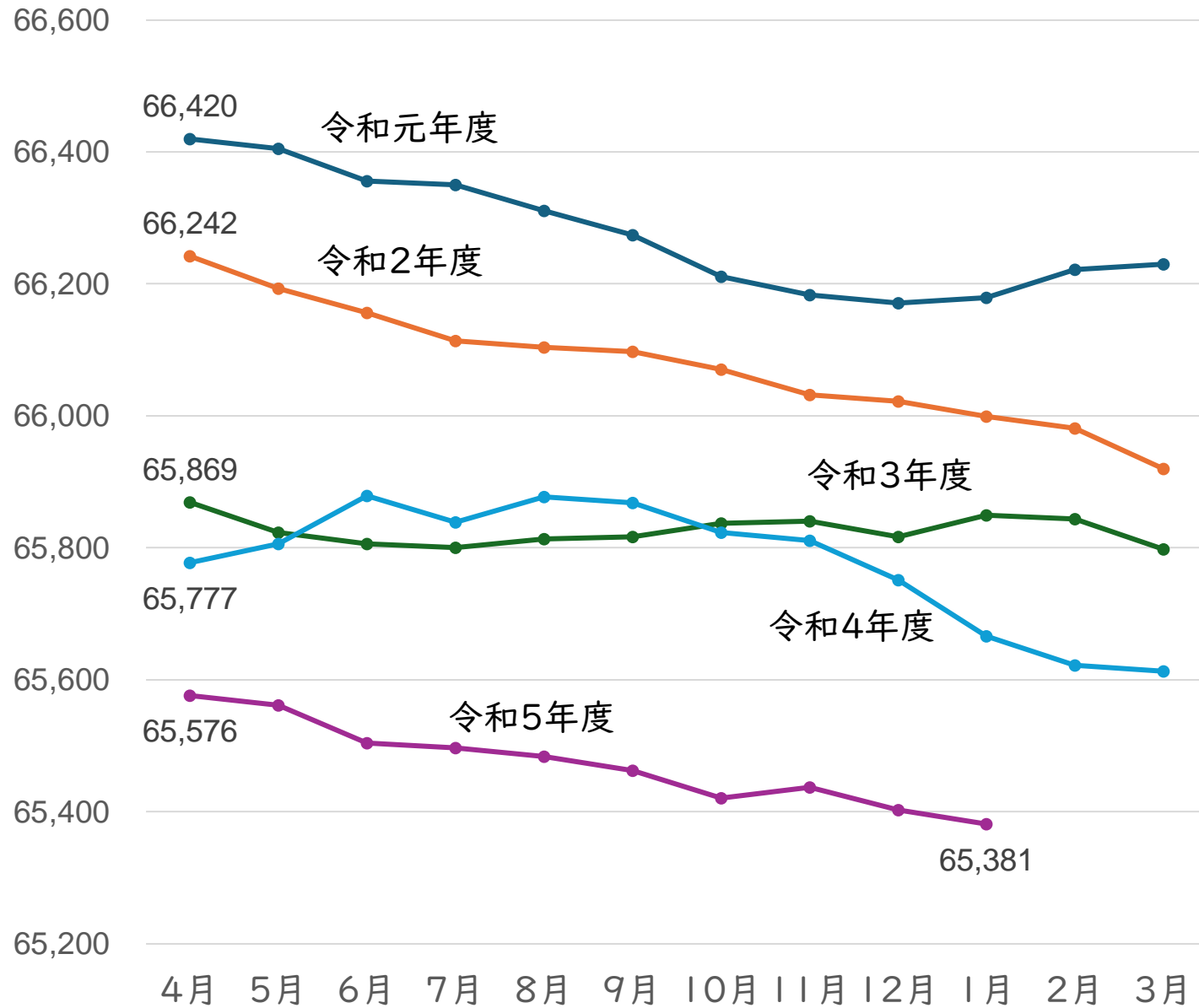
- 虐待やいじめのほか、学校や教育委員会への過剰な要求や学校事故への対応等の諸課題について、法務の専門家への相談を必要とする機会が増加
- **76%** の市町村教育委員会が、法的な専門知識を有する者が必要であると回答（H31.3文部科学省調べ）
- 都道府県・指定都市単位では、一般的に法務の専門家への相談体制が構築されている状況。

域内の学校や市町村をサポートする都道府県・指定都市教育委員会を中心に法務の専門家への相談体制の整備を支援。



（出典）  
スクールカウンセラー・  
スクールロイヤーについて  
令和4年1月31日  
文部科学省

### 北本市の人口の推移（月末・令和元年4月～）



件名2  
要旨(1)、(2)

### 各年度1月末現在の人口動態（人）

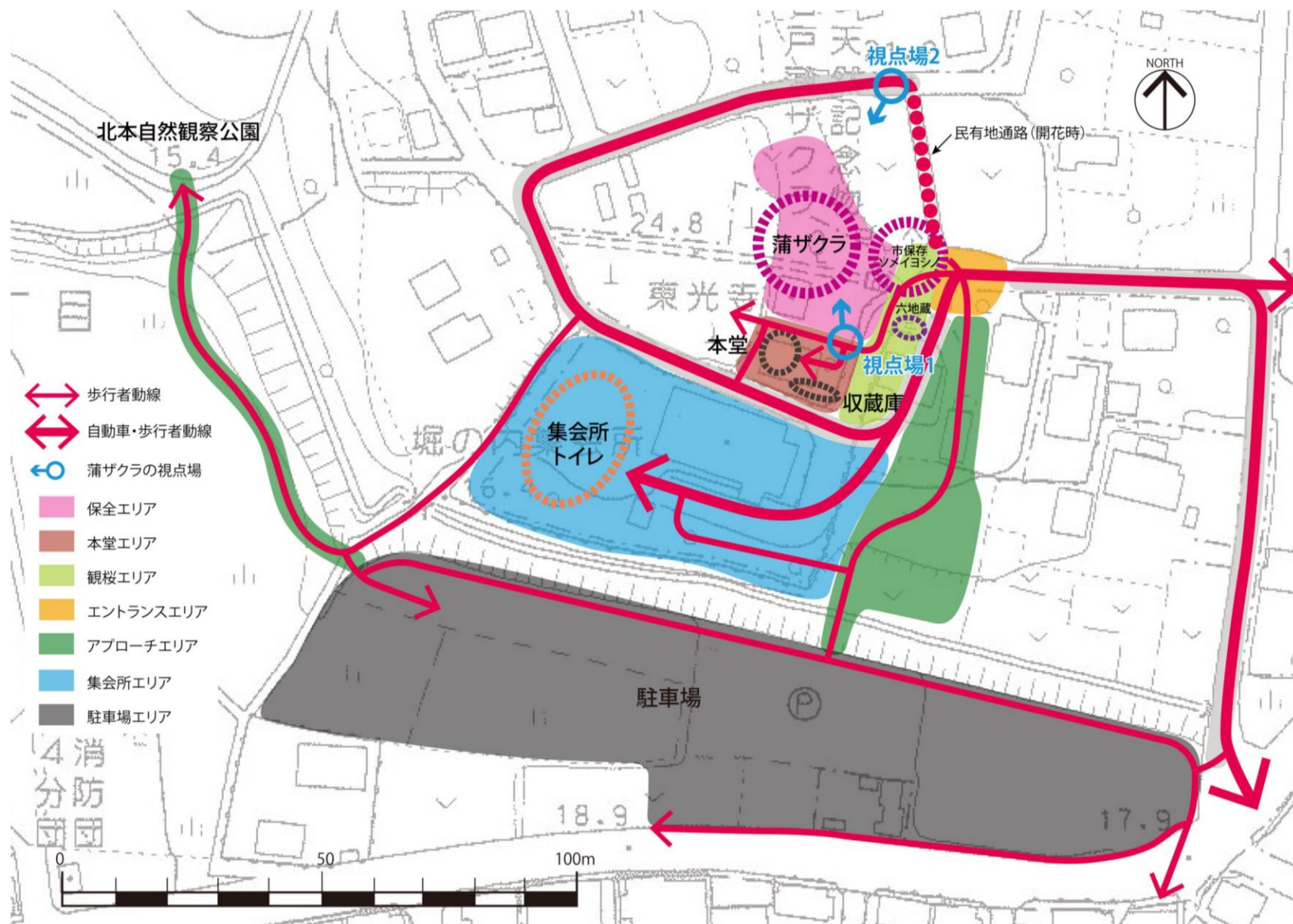
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
出生	305	296	294	263	251
死亡	582	637	683	732	758
自然増減	-277	-341	-389	-469	-507
転入	1,832	1,808	1,967	2,126	2,128
転出	1,852	1,698	1,649	1,789	1,853
社会増減	-20	110	318	337	275
合計	-297	-231	-71	-132	-232

件名3  
要旨(1)  
要旨(2)

(3) 周辺整備構想図(案)

周辺整備構想図(案)を以下に示す。

(出典) 石戸蒲ザクラ保護及び周辺整備基本計画(北本市 平成25年3月)



図：周辺整備構想図(案)

墓地

蒲ザクラ

本堂



北側用地から蒲ザクラ方面 法面の上が、市が取得した土地



南側駐車場から蒲ザクラ方面 手前に水路